



お客様各位

2025年3月1日
フォトックマーケットパートナーズ株式会社

(日程変更)旅行代理店様による 電気通信事業者の届出の必須化について

日頃より弊社サービスをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

当初予定しておりました日程までに『電気通信事業者の届出』が間に合わないとお問合せを頂いておりますため、**2025年9月1日から**必須化としてご日程を変更させていただきました。

旅行代理店様が**通信機器に該当する弊社商品をレンタルする場合は**、『電気通信事業者の届出番号』の記載が必須となりますので、事前に総務省へ届出頂けますようお願い申し上げます。

(本件の該当理由)

電気通信事業者等(弊社)から携帯電話サービス等の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者(旅行代理店様)は、弊社から**レンタルされた携帯電話・スマートフォン等を団体(教育機関様)へ貸し出しされる際は「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する」に『該当』するため、電気通信事業者の『届出』が必要となる為です。**

●該当する商品は次の通りです。

- ①スマホレンタル(位置情報付き)
- ②通話専用携帯電話レンタル(月額、日額)

(申請サイト)

総務省 HP 電気通信事業

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/

(本件に関するお問い合わせ先)

フォトックマーケットパートナーズ株式会社 コミュニケーションセンター

TEL:0120-162-220 (10:00-17:00 土日祝日除く)